



NO. 839
 発行 2015年
 2月28日
 国鉄労働組合
 新潟地方本部
 発行責任者
 上石 昌彦
 編集責任者
 教 宣 部

只見線の早期復旧を

仙台・新潟の 合同会議開く

2月2日13時より、「只見線における冬期問題についての仙台・新潟合同会議」が新潟地本事務所で開催されました。

仙台地本から原子書記長・歌川副委員長・千葉組織部長・吉田分会書記長が出席し新潟地本から田澤書記長・藤井副委員長・加藤業務部長・玉木工務協議長が出席しました。

沿線調査 晴れすぎで

新潟から1月14日に実施された只見線沿線調査の報告。天候は晴



れて、逆に良すぎて実態にかけ離れていた。一番良い状況だった。天候が悪化した場合は大変な状況になる。本線もなだれ注意箇所など指摘。ヒョウソウなだれの危険箇所、降雪の状況によって除雪だけでは難しい。調査当日、飯山線で、なだれが発生している。

モーターカーで 除雪した方がよい

仙台へ仙台支社は、ほとんどトンネルが無い。本線除雪、投排雪車が除雪

するとポイントに雪が入りポイント不点になる。駅員は走らせて欲しくないと言っている。



ダンプ・トラックパレード



4月19日(日)

●今年も「ダンプ・トラックパレード」が取り組まれます。建交労を中心に各労働組合・民主団体が結集し新潟市中心部をダンプ・トラックが走ります。

MR(ロータリー)を主に運用し投排雪車は廃止して欲しいと駅管理者を含め言っている。只見線はモーターカーで除雪した方がよい。

実態調査ホームは乗客が乗降するところだけしか除雪していない。投排雪車が除雪後、本線の脇に残っている雪をMRで除雪する。日中はMR運用。飯山線は日中はロータリーで除雪している。

会津ビッグモローの改良型・補助フランジャーがフランジャーに取り付けてあるが、補助フランジャーは単独では上下しないので支障をきたしている。なだれも只見・会津川口駅間が多い。大雪より、なだれで列車が運休する。

只見線もロータリーモーターカーで対応している。他駅でもロータリーモーターカーの除雪の方が列車を走らせられると考える。除雪車輛の運用は上越線が優先されるので只見線の運用は遅くなる。



要求項目を上げて 各支社へ交渉へ

実態調査など問題点をそれぞれ出し合い、要求項目を具体化にしていきます。
 ①只見線の早期復旧②午前中の1番列車の復活③回送列車の運用化など出されました。

只見線は平成23年7月、新潟・福島豪雨で4つの橋梁が甚大な被害を受けました。会津川口へ只見駅間では3つの橋梁が流され不通になっています。
 平成25年5月22日、JR東日本より復旧費用として約85億円、工期も4年以上かかるという試算結果が出されています。



実際に本線除雪の状況を調査するため投排雪車輛に乗って現場を見ることなど、意見が出されました。

ぜひ実現したいと考えています。自分の眼で見て体感することは沿線調査を実施して、非常に重要だと感じました。

客乗訴訟の最高裁不当決定に抗議する声明

- 1 最高裁第二小法廷（裁判長鬼丸かおる、千葉勝美、小貫芳信、山本庸幸）は、2015年2月4日付で、JAL不当解雇撤回・客乗訴訟について、上告棄却・上告不受理の不当な決定を行った。
- 2 本件は、会社更生手続下にあったJALから2010年12月31日に整理解雇された客室乗務員72名が、解雇無効を主張して労働契約上の地位確認等を求める訴訟である。一審東京地裁及び二審東京高裁は、会社更生手続下で行われた整理解雇についても整理解雇法理の適用があることは認めたものの、いずれも、本件解雇を有効とする不当な判決を下していた。
とりわけ東京高裁判決は、使用者であるJAL側が解雇時点での余剰人員数を立証していない、解雇を回避する有効な手段がいくつもありながらそれが何ら履行されていない、病気休職者や年齢の高い者が解雇されている、協議交渉の過程で支配介入の不当労働行為が行われた、解雇された84名中の大半は会社が一貫して敬視してきた労働組合CCUの組合員であるなどの事実がありながら、公的資金の導入を伴った大型会社更生事件であるとの本件事案の特殊性を過度に重視して、整理解雇を有効とした不当なものであり、整理解雇法理、信義則、不当労働行為に関する法令解釈について重大な誤りが多数含まれていた。本件は、会社更生手続下の整理解雇の効力が問われた初めてのケースでもあり、最高裁は慎重に審理し、問題点を洗い出したうえで、高裁の結論が見直されるべき事件であった。
- 3 にもかかわらず、最高裁第二小法廷は、上告人側の上告理由書や上告受理申立理由書が到達してからわずか4か月足らずで、上告人が補充書1、2を提出し、さらに3、4と提出を予定している旨通知しているにもかかわらず、実質的な審理を何ら行うことなく、上告棄却・上告不受理という結論ありきの不当な決定を行った。司法の役割を放棄する暴挙と言わざるを得ない。原告団及び弁護士として強く抗議するものである。
- 4 本件の上告審では、会社更生計画遂行やそれによる企業収益確保の利益が優先されるのか、労働者の生活や権利を保護する労働法理が公正に適用されるのかが問われていた。本件上告につき、実質審理を何ら行うことなく、短期間のうちに、結論ありきの不当な決定を行った最高裁の姿勢は、企業利益最優先の政府・財界の立場を一方向的に擁護するものとして厳しく批判されなければならない。
- 5 JALは2010年12月31日に労働組合の中心的メンバーを含む84名もの客室乗務員を整理解雇しておきながら、2011年度以降今日まで、2000名を超える客室乗務員を新規に採用している。ILOは、このような不正に着目し、本件の適切妥当な解決への努力を政府や企業側に求めている。

原告団及び弁護士は、今回の最高裁の不当決定に屈することなく、本件の自主的全面的解決を目指して力の限り奮闘する決意である。



雇とたたかう



最高裁第二小法廷は2月4日付でJAL不当解雇撤回・客乗訴訟、2月5日付で乗員訴訟について上告棄却・上告不受理の不当な決定を行いました。
最高裁の不当決定に対し弁護士団と原告団は2月6日記者会見で、上条

雇とたたかう



最高裁は上告棄却・上告不受理

弁護士団長、内田・山口両原告団長、古川CCU委員長、岡野日航乗組委員長が出席し、声明を発表、それぞれの立場から最高裁の不当決定を糾弾するコメントを述べました。
支援共闘より共同代表の金澤全労協議長とともに、事務局より津恵事務局長、柚木全労協幹事が同席しました。
原告団及び弁護士は、今回の最高裁の不当決定に屈することなく、本件の自主的全面的解決を目指して力の限り奮闘する決意です。



編集後記

2月は、駆け足のように通り過ぎようとしています。インフルエンザは、2月中旬になっても流行っていて小・中学校は学年閉鎖・学級閉鎖が続いています。
身体に気をつけて冬場を乗り切りましょう。
3月は春闘行動、取り組みが計画されています。組織拡大を含め、がんばりましょう。